

平成9年6月26日

告示第5号

(趣旨)

第1条 山鹿植木広域行政事務組合が発注する建設工事又は製造の請負、調査、測量、設計等の業務委託、物品等の買入れその他の調達(以下「組合工事等」という。)の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)を行う場合における入札手続その他の取扱いについては、山鹿植木広域行政事務組合財務規則(昭和48年規則第1号)第7条の規定によりその例によることとされる山鹿市契約規則(平成29年山鹿市規則第22号。以下「市契約規則」という。)その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(組合工事等の入札参加資格審査申請書)

第2条 組合工事等の競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、定期の格付の際に管理者が別に定める期間内に、組合工事等の入札参加資格審査申請書その他必要な書類を管理者に提出しなければならない。ただし、特に管理者が必要と認めるときは、当該期間以外の期間に当該申請書の提出をすることができるものとする。

(一般競争入札参加の申出)

第3条 一般競争入札に参加しようとする者は、市契約規則第5条の公告において、指定した期日までに、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添えて、契約担当者(当該組合工事等の所管課長をいう。以下同じ。)にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第4条 入札参加者は、入札執行の際、入札見積り金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当者に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、封筒に必要事項を記入して出納員の面前において密封し、かつ、封印して提出しなければならない。この場合において、出納員は預り証を交付するものとする。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当者が确实と認める金融機関(以下「銀行等」という。)の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者以外の者に対しては入札執行後に、その預り証と引換えにこれを還付し、落札者に対してはその預り証と引換えに領収証を交付するものとする。

6 落札者が第15条第1項の期間内に契約書(建設工事にあつては山鹿植木広域行政事務組合公共工事請負契約書(様式第1号)。建設工事の請負以外の組合工事等にあつては別に定める様式。以下同じ。)の案を提出しないときは、入札保証金又は入札保証金に代

わる担保は組合に帰属する。

(入札等)

第5条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書の案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書の案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、入札（見積）書（様式第2号）により作成し、公告又は通知書に示した時刻までに提出しなければならない。この場合において、工事番号、工事名、工事場所、商号及び代表者名を記載した封筒に封入するものとする。

3 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約担当者においてやむを得ないと認めるときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、朱書し、中封筒に入札工事名及び入札日時を記載し、契約担当者あてに提出しなければならない。

4 前項の入札書は、入札日の前日までに到着しないものは、無効とする。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。ただし、あらかじめ委任状を提出してある場合は、この限りでない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

7 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後2年間は入札代理人とすることはできない。

(1) 契約の履行に当たり、故意に組合工事等を粗雑にした者

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るため連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

8 入札者は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず引換え又は取消しをすることはできない。

9 入札者は、あらかじめ契約担当者から工事費内訳書又は業務費内訳書の提示又は提出を求められた場合は、第1回の入札に際し、工事費内訳書又は業務費内訳書を提示し、又は提出しなければならない。

(入札の辞退)

第6条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者が、入札を辞退するとき、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届（様式第3号）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 前項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利

益な取扱いを受けるものではない。

4 指名競争入札の場合の入札辞退により入札参加者が1人となったときは、入札を中止し、指名替えを行い、再度の指名競争入札とする。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の延期又は取りやめ等)

第8条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることができる。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 2以上の意思表示をした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第10条 入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、工事の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

2 最低制限価格を設けた場合においては、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、総合評価競争入札については、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が本組合にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする。

(再度の入札)

第11条 開札をした場合において、各人の入札のうち前条の規定による落札者がいないと

きは、直ちに再度の入札を行う。

2 最低制限価格を設けた場合において競争入札に参加した者のうち、最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、その組合工事等の再度の入札に参加することはできない。

3 組合工事等の競争入札を執行する前に予定価格を公にしたものについては、第1項の規定にかかわらず再度の入札は行わない。

(同一価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金等)

第13条 落札者は、契約書を作成する場合においては契約書の案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては落札決定後速やかに、それぞれ契約金額の100分の10以上の契約保証金若しくは契約保証金に代わる担保を納付し、又は提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 第4条第2項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ現金を契約担当者が指定する金融機関に払い込み、納入済通知書及び納付書兼領収証の交付を受け、納付書兼領収証の写しに契約保証金納付書を添えて、契約担当者に提出しなければならない。

4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、当該有価証券に保管有価証券納付書を添えて、契約担当者に提出しなければならない。

5 第4条第4項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。

(入札保証金等の振替え)

第14条 契約担当者において必要があると認めた場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書等の提出)

第15条 契約書の案を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに、請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。

(異議の申出)

第16条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書の案、現場等についての不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

様式第 1 号(第 4 条関係)

公共工事請負契約書

- 1 工事番号 第 号
- 2 工 事 名
- 3 工事場所
- 4 工 期 着工 年 月 日から
完成 年 月 日まで
- 5 請負代金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

- 6 契約保証金
- 7 解体工事に要する費用等

上記の工事について、発注者山鹿植木広域行政事務組合と請負者 には、各々の対等な立場における合意に基づいて、山鹿植木広域行政事務組合公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によつて公正な請負契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者 山鹿植木広域行政事務組合
管理者 印

請負者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

様式第 3 号(第 6 条関係)

入 札 辞 退 届

工事番号 第 号
工 事 名
工事場所

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

(あて先)